

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止していましたが、救命講習及び救急法指導を令和2年7月1日（水）から限定的に再開することとしました。

救命講習及び救急法指導の対象は、当消防組合管轄内に居住又は、就業されている方及び団体等に限定させていただきます。

また、感染防止対策として御協力いただくべき事項がございますので、下記事項を御確認いただくようお願いします。

記

1 救命講習の受講者について

- (1) 職業上など早期に救命講習修了証の交付が必要な方
- (2) 訓練用人形1体に受講者1人とし、ソーシャルディスタンス（最低1.5m）が保てる人数以内を定員としますので、申込みをお断りする場合があります。

2 救急法指導の参加人数について

- (1) 出向指導の場合、会場規模によりソーシャルディスタンス（最低1.5m）が保てる人数以内となるようにしてください。
- (2) 参加者が多数となる場合は、指導日を数回に分けていただく場合もあります。

3 感染防止対策について

- (1) 講習及び指導中は必ずマスクを着用してください。
※マスクの配布は行いません。
マスクがない場合、受講または参加をお断りしますので、必ず準備してください。
- (2) 直前に石鹸による手洗い、手指消毒を行ってください。
※出向講習及び指導の場合は、依頼者にて石鹸、消毒液を準備してください。
- (3) 定期的に窓等を開放し、十分な換気に御協力ください。
- (4) 以下に該当する方は、参加をお控えください。
 - ① 発熱や咳などの症状のある方（当日必ず検温してください。）
 - ② 2週間以内に、新たな感染の発生が認められた地域を訪れた方
 - ③ 2週間以内に、新たな感染の発生が認められた地域に滞在した人と接触した方

4 その他

- (1) 救命講習及び救急法指導の詳細は、消防本部警防救急課、柳井消防署及び各出張所にお問い合わせください。
- (2) 感染状況等により変更が生じる場合があります。御理解をお願いします。